

を実施します！

全市民対象！ 1人3,000円の商品券を配付

コロナ禍において物価高騰等に直面する市民の皆様への支援及び市内事業者様への支援のため、市内のお店で使用できる商品券を市民の皆様へ配付します。ぜひご活用ください。

商品券有効期限 令和4年10月31日(月)まで

配付対象 令和4年7月1日時点で高石市に住民票がある方

配付金額 市民一人につき3,000円(500円券×6枚)

配布開始 8月初旬から随時、簡易書留にて世帯ごとに送付
(9月中旬を過ぎても商品券が届かない場合はコー
ルセンターまでご連絡ください。)

利用方法 たかいしエール商品券の取扱店舗▶



問合先 高石地域応援事業コールセンター ☎06(6635)2624
(平日 10:00~17:00)

申請不要



高石市内の小売店・事業所の皆さまへ

たかいしエール商品券取扱店舗を募集中！

取扱店舗に登録されたい方はお電話またはwebより登録をお願いします！

取扱店舗登録受付 令和4年7月1日(金)より

<https://www.knt.co.jp/ec/2022/takaishi/>



事務局

高石商工会議所

取扱店舗登録窓口・コールセンター

高石地域応援事業コールセンター

TEL:06-6635-2624 FAX:06-6641-0072

営業時間/10:00~17:00(平日のみ)※土日祝、年末年始は除く。

〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-38 近鉄新難波ビル7F 近畿日本ツーリスト(株)関西法人MICE(マイス)支店内

コロナ禍における
原油価格・物価高騰に対する

緊急支援

低所得の子育て世帯へ 生活支援特別給付金を支給

一部申請必要

■子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します

対象 ひとり親世帯で①令和4年4月分の児童扶養手当が支給されている方、②公的年金等を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当が全額停止されている方、③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

給付額 児童1人当たり5万円

申請 ①の方は申請不要、6月30日支給済

②③の方は申請が必要。申請は必要書類を添えてこども家庭課へ。※②③ともに給付条件あり。

問合先 「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター☎0120(400)903 または
こども家庭課☎(275)6349

■子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を支給します

対象 ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受け、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方、②対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子、または20歳未満の障がい児、令和4年4月～令和5年2月末までに生まれた新生児）の養育者で、所得要件のいずれかに該当する方
＜所得要件＞

・令和4年度分の住民税均等割が非課税

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）

給付額 児童1人当たり5万円

申請 ①の方は申請不要（児童手当又は特別児童扶養手当支給口座に7月下旬振込予定）

②の方は市HPに掲載の申請書類を添えて、こども家庭課へ

※ひとり親世帯に対する給付金を受給した場合、本給付金は対象外となります。

問合先 「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター☎0120(400)903 または
こども家庭課☎(275)6349

■市独自の低所得の子育て世帯に対する支援策

上記給付金の対象者に対し、市独自の給付金を支給

給付額 1世帯3万円

給付方法 上記給付金に上乗せして支給

問合先 こども家庭課☎(275)6349



- 新型コロナウイルスワクチン -



4 回目接種のお知らせ

4回目接種は重症化の予防を主な目的としており、対象は現時点で60歳以上の方、18歳以上の基礎疾患のある方、または医師が重症化リスクが高いと判断した方に限定されます。60歳以上の方については3回目接種から5ヶ月経過後に順次接種券が届きますので、各医療機関の個別接種または集団接種をご検討ください。接種可能医療機関は接種券に同封している「お知らせ」によりご確認ください。感染予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持った上で、ご本人の意志に基づいて接種のご判断をお願いします。

問合先 高石市新型コロナワクチンコールセンター ☎(275) 5226

または地域包括ケア推進課 ☎(267) 1160

「集団接種」を希望される方へ

予約開始日：7月29日(金) 午前9時から

接種会場：高石市立総合保健センター 羽衣4丁目4-26

(福祉バス「らくらく号」はごろもルートのライフケアセンター下車)

実施日：8月8日(月)・9日(火)・10日(水)・18日(木)・19日(金)

ワクチン：モデルナ製ワクチン(予定)

予約方法：LINE予約・WEB予約・電話予約 ☎(275) 6394のいずれかから



最新情報は
こちらから▲

18歳以上60歳未満で基礎疾患のある方、 感染した場合の重症化リスクが高い方へ

4回目接種を希望される方は下記のいずれかの方法により申請してください。ただし、1・2回目接種時に基礎疾患を有する方として高石市に優先接種の事前申請をした方には、3回目接種から5ヶ月経過後、対象者の住民票所在地へ接種券を発送しますので、申請は不要です。(住民票所在地以外への発送を希望する場合は、WEB申請以外の方法により申請してください。)

※郵送・窓口を希望する場合は、地域包括ケア推進課で配布している申請用紙(市ホームページからもダウンロード可)を提出してください。

18 歳以上 60 歳未満で次のいずれかに該当する方	申請方法
1. 基礎疾患のある方 A. 以下の状態の方で通院 / 入院している方 (1)慢性の呼吸器の病気 (2)慢性の心臓病(高血圧を含む) (3)慢性の腎臓病 (4)慢性の肝臓病(肝硬変など) (5)インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病 (6)血液の病気 (鉄欠乏性貧血を除く) (7)免疫の機能が低下する病気 (治療中・緩和ケア中の悪性腫瘍を含む) (8)ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている (9)免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 (10)神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態 (呼吸障害など) (11)染色体異常 (12)重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態) (13)睡眠時無呼吸症候群 (14)重い精神疾患(入院中、精神障害者保健福祉手帳を所持、または自立支援医療で「重度かつ継続」に該当)や知的障害(療育手帳を所持している場合) 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している方については、通院/入院していない場合も該当 B. 基準(BMI30 以上)を満たす肥満の方(BMI30 の目安:身長 170cm で体重約 87kg)	①WEB から申請  ②電話申請 高石市新型コロナワクチン コールセンター ☎(275) 5226 ③郵送・窓口 〒592-8585 高石市加茂4丁目1番1号 高石市役所 地域包括ケア推進課(本館) 新型コロナワクチン担当宛
2. 新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いと医師が認める方	

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

※掲載情報は、6月27日時点のものです。最新の情報は、お問い合わせください。

自宅療養者等へ 買い物補助・買い物代行支援事業

ネットスーパーで購入した食料品や日用品の配送費を補助する買い物補助と、ネットスーパーを利用することが困難な方に対し、電話等で注文を聞き取り、自宅に品物をお届けする買い物代行を実施しています。詳しくはお問合せください。

問合先 配送費の補助に関しては
地域包括ケア推進課 ☎(267)1160

買い物代行に関しては
社会福祉協議会 ☎(248)2667

市のHPもご確認ください▶



支給対象世帯等が変更されました 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

対象 ①～③のいずれかに該当する世帯

①令和3年12月10日時点で高石市に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯、②令和4年6月1日時点で高石市に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯、③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯

※すでに給付金の支給を受けた世帯は、再支給されません

給付額 1世帯あたり10万円

申請期限 9月30日まで

問合先 高石市臨時特別給付金実施本部窓口・コールセンター ☎(275) 6539 (開設時間: 平日 9:00～17:30)

※詳細は市HPをご確認ください▶



コロナの影響で働けなかった方へ 傷病手当金を支給します

市国民健康保険または府後期高齢者医療の加入者が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間に対して、傷病手当金を支給します。ただし、勤務先から給与の支払いを受けている方に限ります。

問合先 健康づくり課 国民健康保険担当 ☎(275)6374
後期高齢者医療担当 ☎(275)6392

中小企業者等の方へ 伴走支援型特別保証制度

一定の要件（売上減少15%以上等）を満たした中小企業者等に対し、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げます。

保証限度額 6,000万円 **保証期間** 10年以内

措置期間 5年以内 **金利** 金融機関所定

保証料率 0.2%（国による補助前は原則0.85%）

保証人 代表者は一定要件を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

要件 売上げが15%以上減少していること等

問合先 中小企業金融相談窓口

☎0570(783)183(受付時間: 平日の9:00～17:00)

※詳細は、中小企業庁HPをご覧ください▶



新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

対象 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和4年4月1日～令和4年6月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者及び大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（雇用保険被保険者ではない方も対象）

給付額 休業前賃金の80%（休業実績により算出。日額上限あり）

申請期限 9月30日まで

問合先 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120 (221) 276

(受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15)

※必要書類など詳細はHPをご確認ください▶



各種保険料の減免について 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

対象 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（世帯主）が死亡、または重篤な傷病を負った世帯、②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（世帯主）収入の減少が見込まれる方（要件あり）

※申請には収入を証明する書類等が必要です。

問合先 健康づくり課 国民健康保険担当 ☎(275)6374
後期高齢者医療担当 ☎(275)6392
介護保険係 ☎(275)6329